



福県医発第946号(地)
平成23年 7月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」の一部改正について

診療報酬明細書等の被保険者等への開示(レセプト開示)につきましては、厚生労働省保険局長通知「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発0331009号)等に基づき、保険者は被保険者及び被扶養者(被保険者等)からレセプトの開示を求められた場合は、開示によって本人が傷病名を知ったとしても診療上支障が生じないことを、保険医療機関に事前に確認をしたうえで開示を行ってきているところであります。

平成22年4月以降、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、レセプト電子請求が義務付けられている保険医療機関等は、正当な理由がない限り、検査や処置の項目ごとの費用を記載した「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を無償で交付する取扱いとなったことに伴い、保険者が行うレセプト開示の取扱いについても、同様の観点から見直しを行うこととし、改正通知(案)につきまして、平成23年4月28日から1か月間パブリックコメントが実施されました。

その結果、今般別添のとおり、レセプト開示に係る厚生労働省保険局長及び保険局保険課長通知が一部改正され、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱い要領例」が改正され、平成23年6月20日より適用されることとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

主な改正内容は、従来の保険医療機関等に対して、「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないことを確認したうえでレセプトの開示を行うことに加え、保険者は被保険者等からレセプトの開示を求められた場合は、レセプトのうち『傷病名』欄、『摘要』欄、症状詳記、『医学管理』欄、全体の『その他』欄及び『処置・手術』欄中の『その他』欄を伏して開示することを被保険者等が同意した場合は、保険医療機関にレセプトの開示を事前確認する手続きを経ずに、被保険者等を開示を行うこととするものであります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

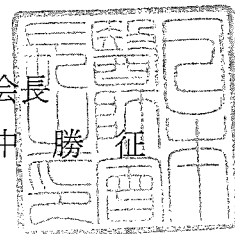
なお、

- 1) 保険医療機関にレセプトの開示を事前確認する手続きを経ずに被保険者等を開示されるレセプトの内容は、「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」に記載されている内容よりも、さらに限定される内容と理解されております。
- 2) 保険者においては、このレセプトの開示について、保険医療機関等に速やかに通知することとされております。

日医発第290号(保88)
平成23年6月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征



「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」の一部改正について

診療報酬明細書等の被保険者等への開示（レセプト開示）につきましては、厚生労働省保険局長通知「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」（平成17年3月31日保発0331009号）等に基づき、保険者は被保険者及び被扶養者（被保険者等）からレセプトの開示を求められた場合は、開示によって本人が傷病名を知ったとしても診療上支障が生じないことを、保険医療機関に事前に確認をしたうえで開示を行ってきているところであります。

平成22年4月以降、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、レセプト電子請求が義務づけられている保険医療機関等は、正当な理由がない限り、検査や処置の項目ごとの費用を記載した「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を無償で交付する取扱いとなったことに伴い、保険者が行うレセプト開示の取扱いについても、同様の観点から見直しを行うこととし、改正通知（案）につきまして、平成23年4月28日から1か月間パブリックコメントが実施されました。

その結果、今般別添のとおり、レセプト開示に係る厚生労働省保険局長及び保険局保険課長通知が一部改正され、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱い要領例」が改正され、平成23年6月20日より適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

主な改正内容は、従来の保険医療機関等に対して、「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないことを確認したうえでレセプトの開示を行うことに加え、保険者は被保険者等からレセプトの開示を求められた場合は、レセプトのうち『傷病名』欄、『摘要』欄、症状詳記、『医学管理』欄、全体の『その他』欄及び『処置・手術』欄中の『その他』欄を伏して開示することを被保険者等が同意した場合は、保険医療機関にレセプトの開示を事前確認する手続きを経ずに、被保険者等を開示を行うこととするものであります。

なお、保険医療機関にレセプトの開示を事前確認する手続きを経ずに被保険者等を開示されるレセプトの内容は、「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」に記載されている内容よりも、さらに限定される内容と理解しております。

また、保険者においては、このレセプトの開示について、保険医療機関等に速やかに通知することとしております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。



《添付資料》

1. 「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」の一部改正について
(平 23. 6. 20 保発 0620 第 1 号・第 3 号 厚生労働省保険局長)
2. 「健康保険組合における診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」の
一部改正について
(平 23. 6. 20 保保発 0620 第 1 号 厚生労働省保険局保険課長)

※全国健康保険協会理事長あて通知は、内容重複のため省略しております。

保 発 0 6 2 0 第 1 号

平成 2 3 年 6 月 2 0 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」の一部改正について

診療報酬明細書等の被保険者等への開示の取扱いについては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」（平成 17 年 3 月 31 日保発第 0331009 号。以下「開示通知」という。）により示してきたところであるが、今般、患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、開示通知の一部を下記の 2 のとおり改正することとしたので、適切に対応いただくとともに、被保険者等に対する周知についてご配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

平成 22 年 4 月から、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進する観点から、電子請求が義務付けられている保険医療機関等は、正当な理由がない限り、検査や処置の項目ごとの費用を記載した明細書を無償で発行することとなったが（医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（平成 22 年 3 月 5 日保発 0305 第 2 号））、保険者が行うレセプト開示の取扱いについても、同様の観点から、見直しを行うものである。

2. 改正の内容

開示通知の一部を次のとおり改正する。

1. の②及び③を次のように改める。

② 保険医療機関及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）
に対して、その診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないかどうかを確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。

ただし、その診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」を伏せた開示を行うことについて、被保険者等の同意が得られれば、保険医療機関等に対する確認は要しないこと。

なお、調剤報酬明細書の開示に当たっての上記の確認については、その調剤報酬明細書に記載された保険医療機関に対し行われるものであること。

③ 診療報酬明細書等の開示に当たって②のただし書に基づき、保険医療機関等に対する確認を行わなかった場合は、開示後できるだけ速やかにその保険医療機関等（調剤報酬明細書の場合はその記載された保険医療機関）に対し、その開示した旨の通知を行うこと。

④ 調剤報酬明細書を開示する場合においては、被保険者等に対して開示を行った後に、その調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対し、その開示した旨の通知を行うこと。

3. 適用日

6月20日

○ 診療報酬明細書等の被保険者等への開示について(平成17年3月31日保発第0331009号)
新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
1 (略) ② 保険医療機関及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して、その診療報酬明細書等を開示することによって、<u>個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないかどうかを確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。</u> <u>ただし、その診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」を伏せた開示を行うことについて、被保険者等の同意が得られれば、保険医療機関等に対する確認は要しないこと。</u> <u>なお、調剤報酬明細書の開示に当たっての上記の確認については、その調剤報酬明細書に記載された保険医療機関に対し行われるものであること。</u> ③ 診療報酬明細書等の開示に当たって②のただし書に基づき、<u>保険医療機関等に対する確認を行わなかった場合は、開示後できるだけ速やかにその保険医療機関等（調剤報酬明細書の場合はその記載された保険医療機関）に対し、その開示した旨の通知を行うこと。</u> ④ 調剤報酬明細書を開示する場合においては、<u>被保険者等に対して開示を行った後に、その調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対し、その開示した旨の通知を行うこと。</u> 2・3 (略)	1 (略) ② 保険医療機関、特定承認保険医療機関及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して、<u>当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないかどうかを確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。</u> ③ 調剤報酬明細書に係る②の確認については、<u>当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、②の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合においては、被保険者等の同意を得た上で、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。</u> 2・3 (略)



保 発 第 0331009 号
平成 17 年 3 月 31 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

診療報酬明細書等の被保険者等への開示について

標記については、平成 9 年 6 月 25 日付け厚生省老人保健福祉局長及び保険局長並びに社会保険庁運営部長連名通知により、その取扱いを示してきたところであるが、本年 4 月より個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等個人情報保護関連法令が全面施行されるに伴い、個人情報としての診療報酬明細書等の開示の取扱いについて、法令に基づく手続を確認する観点から下記のとおり取りまとめたので、御了知の上、貴健康保険組合においてその取扱いにつき御配慮願いたい。

また、診療報酬明細書等の開示の具体的な取扱いについては、別に通知するので、併せて御了知願いたい。

なお、下記取扱いは平成 17 年 4 月 1 日から施行することとし、これに伴い「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成 9 年 6 月 25 日付け老企第 64 号、保発第 82 号、庁保発第 16 号及び「遺族に対する診療報酬明細書等の開示の際の保険医療機関等に対する連絡の見直しについて」（平成 14 年 11 月 25 日付け保保発第 1125002 号）は廃止することとする。

記

1. 被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）から保険者に対し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費請求書（以下「診療報酬明細書等」という。）の開示（診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。）の求めがあった場合にあっては、以下の

とおり確認した上で、当該診療報酬明細書等を開示すること。

- ① 診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。
- ② 保険医療機関、特定承認保険医療機関及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」がないかどうか確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。
- ③ 調剤報酬明細書に係る②の確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。
なお、②の確認を取った上、当該調剤報酬明細書を開示する場合においては、被保険者等の同意を得た上で、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。

2. 被保険者等が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被保険者等の委任を受けた代理人から被保険者等本人に代わって当該被保険者等に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、1の取扱いに準ずること。

3. 被保険者等であった者の遺族から診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合については、被保険者等本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、以下の点に留意した上で、開示して差し支えないこと。

- ① 診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合があること。
- ② 遺族が診療報酬明細書等の開示を求めているという情報は個人情報に該当すること。

保 発 0 6 2 0 第 3 号

平成 2 3 年 6 月 2 0 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

診療報酬明細書等の被保険者等への開示について

診療報酬明細書等の被保険者等への開示の取扱いについては、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進する観点から、昨年4月より、電子請求が義務付けられている保険医療機関等は、検査や処置の項目ごとの費用を記載した明細書を無償で発行する取扱いとなった（医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（平成22年3月5日保発0305第2号））ことを踏まえ、同様の観点から、その開示の取扱いについて、下記のとおり見直しを行うこととしたので、適切に対応いただくとともに、被保険者等に対する周知についてご配慮をお願いします。

記

1. 保険者は、被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）から診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費請求書（以下「診療報酬明細書等」という。）の開示を求められた場合は、その開示を行うことで本人が傷病名等を知ったとしても、本人の診療上支障がないかどうかについて、その診療報酬明細書等を発行した保険医療機関及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に確認する（調剤報酬明細書の場合は、その調剤報酬明細書に記載された保険医療機関に確認する）取扱いとしている（保険医療機関等では主治医に判断を求める）が、その診療報酬明細書等の

「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄（歯科の診療報酬明細書に限る。）、「処置・手術」欄中の「その他」欄（歯科の診療報酬明細書に限る。）及び「症状詳記」の記載内容を伏せて開示を行うことについて被保険者等が同意したときは、開示に当たって、保険医療機関等に対して事前に確認することは要しない取扱いとすること。

2. 保険者は、診療報酬明細書等の開示に当たって、1の取扱いに基づき、保険医療機関等に対する確認を行わないで被保険者等を開示を行った際は、できるだけ速やかに、その保険医療機関等に対してその開示を行った旨の通知を行うこと。

また、調剤報酬明細書については、開示を行った後に、その調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対し、その開示した旨の通知を行うこと。

3. これらの取扱いの適用日は、6月20日からとすること。

保国発 0 6 2 3 第 1 号
保高発 0 6 2 3 第 1 号
平成 2 3 年 6 月 2 3 日

都道府県民生主管部（局）長
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

診療報酬明細書等の開示の取扱いについて

標記については、「診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」（平成 17 年 4 月 1 日付け保総発 0401001 号厚生労働省保険局総務課長通知及び保国発第 0401001 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により、各保険者において具体的な開示手続を定め、個人情報の保護の徹底に期していただくようお願いしてきたところである。

今般、患者への情報提供を積極的に推進する観点から、「「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」の一部改正について」（平成 23 年 6 月 20 日付け保発 0620 第 2 号厚生労働省保険局長通知）が通知され、診療報酬明細書等の開示の取扱いについて一部改正されたところであるが、その手続の改正の際の参考として「「健康保険組合における診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」の一部改正について」（平成 23 年 6 月 20 日付け保保発 0620 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知）が通知されたので、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に対する周知について御配慮願いたい。

なお、この通知は、市町村に対しては地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項、後期高齢者医療広域連合に対しては同法第 2 9 2 条の規定により準用する同項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

保保発 0 6 2 0 第 1 号

平成 2 3 年 6 月 2 0 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「健康保険組合における診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「健康保険組合における診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 31 日保保発第 0 3 3 1 0 0 3 号）別添「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領例」により、その取扱いを示してきたところである。

今般、患者への情報提供を積極的に推進する観点から、「「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」の一部改正について」（平成 23 年 6 月 20 日保発 0620 第 1 号）により、診療報酬明細書等の開示の見直しが行われたことに伴い、今般、別添取扱要領例を下記のとおり改めるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の配慮を願いたい。

記

第 1 中「老人医療にかかるものを除く。」を削る。

第 6 の 1 (1)②中「、特定承認保険医療機関」を削り、⑬を⑭とし、⑫を⑬とし、⑪中「支払い」を「支払」に改め、⑪を⑫とし、③から⑩までを一ずつ繰り下げ、②の次に③として以下を加える。

③ 診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」（以下「傷病名等」という。）を伏せた開示を希望する場合は、保険医療機関等に対する事前確認は要しないこと

第 6 の 1 (2)①ア中「健康保険組合」の次に「等」を加え、イ中「、社会保険

庁が発行する健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）」を削る。

第6の1(5)中「図ること。」の次に以下を加える。

ただし、(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、保険医療機関等への照会を行わないこと。

第6の1(6)中「決定すること。」の次に「また、(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、部分開示を決定すること。」を加え、同③中「地方社会保険事務局」を「地方厚生（支）局」に改める。

第6の1(10)中「その理由」の次に「((1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合は、その旨)」を加える。

第6の1(15)中「部分開示」の次に「((1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合を除く。）」を加え、(15)を(16)とする。

第6の1(14)中「部分開示」の次に「((1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合を除く。）」を加え、(14)を(15)とする。

第6の1(13)を(14)とし、(12)の次に(13)として以下を加える。

(13) 保険医療機関等への連絡

(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことによりレセプトを部分開示した場合には、そのレセプトを発行した保険医療機関等に対し、その開示した旨（開示に関する、受診者、請求者、開示年月日及び診療年月の情報）を速やかに連絡すること。

第6の2(2)①ア中「健康保険組合」の次に「等」を加え、イ中「、社会保険庁が発行する健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）」を削り、③ア中「押印のある「」」の次に「レセプト開示依頼にかかる」を加える。

別紙1「診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（本人用）」表面1の(3)を「(1)の方から診療報酬明細書等の開示請求をすることにつき委任を受けた代理人（任意代理人）」に、2中「社会保険事務所」を「健康保険組合」に、5に「ただし、診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄及び「処置・手術」欄中の「その他」欄並びに「症状詳記」を伏せて開示することを希望される場合は、事前の確認は

行いませんので、保険医療機関等には、開示決定を行った後に事後連絡を行うことについてご了承願います。」を加え、7 (1) 中「診療報酬明細書等」を削る。

別紙2「診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（遺族用）」表面中1の（3）を「(1)の方から診療報酬明細書等の開示依頼をすることにつき委任を受けた代理人（任意代理人）」に改め、5中「レセプト」を「診療報酬明細書等」に改める。

【別添】

診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領例

第1 目的

この要領は、健康保険組合における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（~~老人医療に係るものを除く。~~以下「レセプト」という。）の開示請求又は開示依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、健康保険組合におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

第2 開示対象レセプトの範囲

開示の対象は、健康保険組合が保管するレセプトとする。

第3 開示請求の取扱いの整理

平成17年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）が施行され、法においては、「個人情報」は「生存する個人」に関する情報に限定される（法第2条第1項）ことから、被保険者又は被扶養者本人からの開示請求は法に基づく「開示請求」として取り扱うこととし、遺族からの「開示依頼」については、サービスの一環として対応することとすること。

第4 開示請求又は開示依頼を行いうる者の範囲

個人のプライバシーの保護を図る観点から、次に掲げる者に限り開示請求又は開示依頼に応じること。

1 被保険者等

- (1) 被保険者又は被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。）
（以下「被保険者」という。）
- (2) 被保険者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 被保険者本人が開示請求をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）

2 遺族等

- (1) 被保険者が死亡している場合にあつて、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任した代理人（任意代理人）

第5 開示請求又は開示依頼に応じる手続き

開示請求又は開示依頼があった場合は、当該開示請求又は開示依頼を行う者の利便性を考慮し、本人に過重な負担を課すものとならない範囲において、健康保険組合の本部及び支部で受け付けること。

第6 業務処理方法

1 被保険者等からの開示請求の場合

(1) 開示請求に係る書類の受付

開示請求の受付に当たっては、「診療報酬明細書等開示請求書」(別記様式1)(以下「請求書」という。)を提出させること。

この場合、当該開示請求を行う者(以下「請求者」という。)に対し、別紙1「診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ(本人用)」を必ず配布又は送付するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めること。

- ① 請求者の本人確認の必要性
- ② 保険医療機関、~~特定承認保険医療機関~~、指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対する事前確認の必要性
- ③ 診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」(以下「傷病名等」という。)を伏せ
た開示を希望する場合は、保険医療機関等に対する事前確認は要しないこと
- ③④ 調剤報酬明細書については、開示請求があったことを事後的に調剤薬局にお知らせする旨
- ⑤④ 本人の診療上支障が生ずると考えられる場合については開示できない旨
- ⑥⑤ 開示請求のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑦⑥ 診療内容に係る照会については対応できない旨
- ⑧⑦ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨
- ⑨⑧ 交付の方法について
- ⑩⑨ 交付までの所要日数について
- ⑪⑩ 開示請求に必要な書類について
- ⑫⑪ 開示請求には手数料の支払~~い~~が必要である旨
- ⑬⑫ 郵送による開示を希望する場合は送料がかかる旨
- ⑭⑬ 部分開示又は不開示の決定の場合における被保険者等への苦情への対応窓口について

(2) 請求者の本人確認方法

請求者の本人確認は、以下に掲げる書類(郵送による請求の場合は、その写し)の提出又は提示を求めて確認すること。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。

また、郵送により開示請求を行う場合は、以下に掲げる書類の写しに加えてその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）を提出させること。

① 被保険者による開示請求の場合

下記ア又はイに掲げる書類で請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。

また、婚姻等によって、開示請求時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ．行政機関が発行しているもの

運転免許証、~~社会保険庁が発行する健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）~~、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断すること。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とする。

② 法定代理人からの開示請求の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が当該被保険者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．戸籍謄本（抄本）

イ．住民票

ウ．登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ．家庭裁判所の証明書

オ．その他法定代理関係を確認し得る書類

③ 任意代理人からの開示請求の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該被保険者からレセプトの開示請求に関する委任があることを確認すること。

ア．被保険者の署名・押印のあるレセプト開示請求にかかる「委任状」

イ．委任状に押印された印の印鑑登録証明書

(3) 請求書の受理

請求書の受理に当たっては、請求者の本人確認及び請求書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をすることとし、受理後、受付日付印を押印のうえ当該請求者へ請求書の控えを手渡す（郵送による請求の場合は送付する）こと。

(4) 開示手数料の徴収

法第30条に基づき、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とすること。

(5) 保険医療機関等への照会

レセプトの開示に当たっては、開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないことを事前に保険医療機関等に対して確認すること。

この確認に当たっては、「診療報酬明細書等の開示について（照会）」（別記様式2）に回答期限（発信日より14日間）を記入し、「診療報酬明細書等の開示について（回答）」（別記様式3）、開示請求のあったレセプトに係る開示用のレセプト（以下「開示用レセプト」という。）及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等（ただし、調剤報酬明細書については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等）に対し、レセプト開示についての意見を照会すること。

当該レセプトを開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該レセプトを開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分すること。

なお、部分開示又は不開示とすることができるのは、レセプトを開示することによって、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす恐れがある場合に限られるため、部分開示又は不開示との回答については、その理由もあわせて記入を求めるとともに、開示が可能となる時期についてもできる限り記入してもらうよう努めること。

また、部分開示又は不開示の理由の記入が無い場合や回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図ること。

ただし、(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、保険医療機関等への照会を行わないこと。

なお、当該調剤報酬明細書を開示する場合においては、当該調剤レセプトを発行した保険薬局に対し「調剤報酬明細書の開示について（お知らせ）」（別記様式4）によりその旨を速やかに事後連絡すること。

(6) 開示、部分開示又は不開示の決定

保険医療機関等より、当該レセプトについて前記(5)の回答があった場合にあっては、そ

の回答を踏まえ、開示、部分開示又は不開示を決定すること。また、(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、部分開示を決定すること。

法定代理人又は任意代理人（以下「法定代理人等」という。）からの開示請求による場合は、原則として被保険者に対しレセプトの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

なお、次に掲げる場合にあっては、当該レセプトについては開示の取扱いとすること。

- ① 保険医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答がなかった場合において、電話等により回答の要請をしてもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）
- ② 当該保険医療機関等の廃止等の事情により、保険医療機関等に対して前記(5)の照会を行うことができない場合。
- ③ 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該保険医療機関等を管轄する~~地方~~社会保険事務局地方厚生（支）局に確認してもなお当該保険医療機関等の所在が確認できないとき。
- ④ 照会の結果、部分開示・不開示の理由が記載されていない場合において、理由の記載を要請してもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）

(7) 決定通知書の送付及び開示の実施方法等の申し出

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）」（**別記様式 5**）により速やかに以下の事項等について請求者に通知を行うこと。

- ① 求めることができる開示の実施方法
- ② 窓口交付を実施することができる日時・場所（窓口交付を希望する場合には、窓口交付を実施することができる日時のうちから選択すべき旨）
- ③ 郵送による交付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用
この場合、「親展」扱いで郵送すること。

また、開示決定通知書と併せて「開示の実施方法等申出書（以下「実施方法等申出書」という。）」（**別記様式 6**）を送付し、以下の事項等についての記入を求めること。

- ① 求める開示の実施方法
- ② 窓口交付を希望する場合の希望日時

なお、実施方法等申出書は、開示決定通知があった日から30日以内に提出するよう求め、期限内に実施方法等申出書の提出がない場合は、請求書に記載された方法により開示を実施すること。

(8) 開示又は部分開示の場合の開示の実施

① 窓口交付を希望した場合

実施方法等申出書において窓口による交付を希望する請求者については、以下のとおりの取扱いとする。

ア. 交付を行う際の請求者本人であることの確認

先に請求者あて送付した開示決定通知書の提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行うこと。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、請求者本人であることの確認を行っても差し支えないこと。

イ. 開示の実施

開示の実施に当たっては、当該開示用レセプト（１部に限る。）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印し、交付すること。

なお、交付の際は、受領者（請求者）から請求書の右下欄に署名を受けること。また、部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示すること。

ウ. 開示用レセプトの保存

開示の実施方法等申出書に記載された開示の実施を希望する日から１ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合は、開示用レセプトを破棄して差し支えないこと。

② 郵送による交付を希望した場合

実施方法等申出書において郵送による交付を希望する請求者については、以下のとおりの取扱いとする。

ア. 書類の確認

郵送による交付を希望した場合、「実施方法等申出書」の他に送付に要する費用についての郵便切手が添付されているか確認し、添付のない場合は、提出を求めること。

イ. 請求者への連絡及び交付

開示用レセプト（１部に限る。）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印したものを添付のうえ、速やかに請求者に交付すること。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いで送付すること。

また、部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示すること。

ウ. 返戻分の取扱い

送達不能で返戻された開示用レセプトは、返戻された日から１ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合、破棄しても差し支えないこと。

(9) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等不開示決定通知書（以下「不開示決定通知書」という。）」（別記様式 7）により速やかに請求者に通知すること。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(10) 部分開示・不開示の場合の理由等の記載について

部分開示・不開示の決定を行う場合については、その理由 ((1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合は、その旨) を決定通知書に記載することとする。

また、保険医療機関等から開示が可能となる時期が示されている場合には、その時期についても記載するものとする。

(11) 不存在の場合の取扱い

開示請求があったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、不開示決定通知書により速やかに請求者に通知すること。

この場合、不開示の理由の欄に、レセプトの存在が確認できない旨（又は、保存期間が経過したため既に廃棄している旨）を記入すること。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(12) 再審査請求中又は返戻中のレセプトの取扱い

再審査請求中又は返戻中のレセプトについて開示請求があった場合には、基本的には、戻ってきたレセプトについて、開示等の決定をすることとするが、再審査請求前又は返戻前のレセプトの開示請求があった場合は、前記(5)により、保険医療機関等へ本人の診療上支障が生じないか照会した上で決定を行うこと。

その際の手続きについては、前記(6)～(10)によるものとする。

(13) 保険医療機関等への連絡

(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことによりレセプトを部分開示した場合には、そのレセプトを発行した保険医療機関等に対し、その開示した旨（開示に関する、受診者、請求者、開示年月日及び診療年月の情報）を速やかに連絡すること。

(14) 決定の期限

被保険者等からの開示請求の場合は、請求書を受理してから30日以内に決定を行わなければならない。

しかしながら、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、延長することができる。この場合、請求者に「診療報酬明細書等の開示決定等の期限の延長について」(別記様式8)によりその旨を通知すること。

(15) 「開示が可能となる時期」の到来時の取扱い

部分開示 ((1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合を除く。) 又は不開示の決定を行った場合

であって、開示が可能となる時期が保険医療機関等から示されている場合は、当該時期が到来次第レセプトを開示すること。

ただし、保険医療機関等から事情が変わった旨の連絡があった場合は除く。

なお、その際の開示の手続きについては、前記(7)(8)によるものとする。

(4516) 部分開示・不開示に対する苦情処理

部分開示 （(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合を除く。） 又は不開示決定に対する苦情の適切かつ迅速な対応を行うにあたり、苦情への対応の窓口設置や苦情への対応の手順を定めるなど必要な体制の整備に努めること。

2 遺族等からの開示依頼の場合

(1) 開示依頼に係る書類の受付

開示依頼の受付に当たっては、「診療報酬明細書等開示依頼書」（別記様式9）（以下「依頼書」という。）を提出させること。

この場合、当該開示依頼を行なう者（以下「依頼者」という。）に対し、別紙2「診療報酬明細書の開示依頼をされる方へのお知らせ（遺族用）」を必ず配布又は送付するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めること。

- ① 依頼者の本人確認の必要性
- ② レセプトが医師の個人情報である場合において、保険医療機関等から開示について事前に同意が得られない場合は、原則として開示ができない旨
- ③ レセプトが医師の個人情報である場合において、遺族から保険医療機関等に対する事前の照会について同意が得られていない場合は、不開示決定を行わざるをえない旨
- ④ レセプトを開示する場合については、遺族の同意が得られていれば、レセプトを開示したことを事後的に保険医療機関等に連絡する旨。また、保険医療機関等への連絡について遺族の同意が得られていない場合に、医師の個人情報に該当しないレセプトを開示した場合には、依頼者たる遺族の特定をしない形でレセプトを開示したことを保険医療機関等に連絡する旨
- ⑤ 被保険者の生前の意思、名誉を傷つけるおそれがある場合については開示できない旨
- ⑥ 開示依頼のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑦ 診療内容に係る照会については対応できない旨
- ⑧ 交付の方法について
- ⑨ 交付までの標準的な所要日数について
- ⑩ 開示依頼に必要な書類について
- ⑪ 開示依頼に手数料の支払が必要である旨
- ⑫ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨

また、依頼者には、以下の事項について診療報酬明細書等開示依頼書に記入させること。

- ① 保険医療機関等を開示についての意見を照会し、又は開示した旨を保険医療機関等に連

絡することに同意するか否か

- ② レセプトを開示することが、亡くなった患者の生前の意思や名誉との関係で問題があるか否か
- ③ レセプトの開示を依頼するに当たって特別な理由がある場合はその理由

(2) 依頼者の本人確認方法

依頼者の本人確認方法については、以下に掲げる書類（郵送による依頼の場合はその写し）の提出又は提示を求めて確認すること。なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。

① 依頼者の本人確認方法

下記ア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ．行政機関が発行しているもの

運転免許証、~~社会保険庁が発行する健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）~~、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断すること。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とする。

② 法定代理人からの開示依頼の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び依頼者が当該遺族の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．戸籍謄本（抄本）

イ．住民票

ウ．登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ．家庭裁判所の証明書

オ．その他法定代理人関係を確認し得る書類

③ 任意代理人からの開示依頼の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該遺族からレセプトの開示依頼に関する委任があることを確認すること。

ア．遺族の署名・押印のある「レセプト開示依頼にかかる委任状」

イ．委任状に押印された印の印鑑登録証明書

④ 遺族と被保険者の関係の確認等

遺族については、①～③のいずれの場合においても、当該被保険者の死亡の事実及び当該被保険者の遺族であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．戸籍謄本（抄本）

イ．住民票（除票）

ウ．死亡診断書

(3) 依頼書の受理

開示依頼の受理に当たっては、依頼者の本人確認及び依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことを確認することとし、受理後、受付日付印を押印のうえ当該依頼者へ依頼書の控えを手渡す（郵送による開示依頼の場合は送付する）こと。

(4) 開示手数料について

手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とすること。

(5) 保険医療機関等への照会

レセプトが医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を事前に保険医療機関等に確認すること。

この確認にあたっては、「診療報酬明細書等の遺族への開示について（照会）」（別記様式10）に回答期限（発信日より14日間）を記入し、「診療報酬明細書等の遺族への開示について（回答）」（別記様式11）、開示依頼のあったレセプトに係る開示用レセプト及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等（ただし、調剤報酬明細書については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等）に対し、レセプト開示についての意見を照会すること。

当該レセプトを開示することに問題がない場合については「開示」、問題がある部分を伏して開示する場合については「部分開示」、問題がある場合については「不開示」と区分すること。

部分開示又は不開示との回答については、その理由もあわせて記入を求めること。

なお、部分開示又は不開示の理由が被保険者の生前の意思や名誉との関係から問題があるという理由の場合は、その旨を確認できる書類の写しの添付を求めること。

また、部分開示又は不開示の理由の記入が無い場合や回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図ること。

(6) 開示、部分開示又は不開示の決定

保険医療機関等より、当該レセプトについて、前記(5)の回答があった場合にあっては、その回答を踏まえ、かつ、レセプトの開示を依頼するに当たっての特別な理由が存在する場合にはその内容も勘案して開示、部分開示、不開示を決定すること。

法定代理人等からの開示依頼による場合は、原則として遺族に対しレセプトの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

なお、レセプトが医師の個人情報である場合においては、保険医療機関等を開示についての意見を照会することについて遺族の同意が得られていないときは、不開示の決定を行うものとし、また、レセプトが医師の個人情報でない場合には、開示の決定を行うものとする。

(7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法

① 窓口交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ（以下「お知らせ」という。）」（別記様式 12）により速やかに依頼者に連絡すること。この場合、「親展」扱いで郵送すること。

なお、当該お知らせを発送した日から1ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合は、開示用レセプトを破棄して差し支えないこと。

イ. 交付を行う際の依頼者本人であることの確認

先に依頼者あて送付したお知らせの提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行うこと。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、依頼者本人であることの確認を行っても差し支えないこと。

ウ. 開示用レセプトの交付

開示用レセプトの交付に当たっては、当該開示用コピーレセプト（1部に限る。）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印し、交付すること。

なお、交付の際は、受領者（依頼者）から依頼書の右下欄に署名を受けること。

② 郵送による交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡及び交付

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」（別記様式 13）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印した開示用レセプト（1部に限る。）を添付のうえ、速やかに依頼者に交付すること。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いで送付すること。

イ．返戻分の取扱い

送達不能で返戻された開示用レセプトは、返戻された日から1カ月経過しても来所（連絡）がない場合、破棄しても差し支えないこと。

(8) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の不開示について」（別記様式 14）により速やかに依頼者に連絡すること。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(9) 部分開示・不開示理由について

部分開示・不開示の決定を行う場合については、その理由を依頼者に通知することとする。

(10) 不存在の場合の取扱い

依頼があったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「診療報酬明細書等の不開示について」（別記様式 14）により速やかに依頼者に連絡すること。

この場合、不開示の理由の欄にレセプトの存在が確認できない旨（又は、保存期間が経過したために既に廃棄している旨）を記入すること。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(11) 再審査請求中又は返戻中のレセプト情報の取扱い

再審査依頼中又は返戻中のレセプトについて開示依頼があった場合には、基本的には、戻ってきたレセプトについて開示等の決定をすることとするが、再審査請求又は返戻前のレセプトの開示依頼があった場合は、前記(5)により当該レセプトについて開示等の決定を行うこと。

(12) 保険医療機関等への連絡

レセプトを開示した場合には、遺族の同意が得られていれば、保険医療機関等（調剤報酬明細書を開示する場合においては、保険薬局）に対し、「診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）」（別記様式 15）により、その旨を速やかに連絡すること。

また、保険医療機関等への連絡について遺族の同意が得られていない場合に、医師の個人情報に該当しないレセプトを開示した場合には、依頼者たる遺族を特定をしない形で、その旨を速やかに保険医療機関等に連絡すること。

なお、前記(5)の回答が不開示である場合において、最終的に開示すると決定した場合には、保険医療機関等に対し、開示することとした理由を付記した上で、開示した旨の連絡をすること。

(13) 標準業務処理期間

遺族からの開示依頼の場合は、依頼書を受領してから開示等の連絡及び交付に至るまでの業務処理期間は、30日程度を目途とすること。

この期間を超える場合には、依頼者に「診療報酬明細書等の開示について（遅延のお知らせ）」（別記様式 16）によりその旨を連絡し、理解を得るよう努めること。

3 「レセプト開示受付・処理経過簿」の整理

請求書及び依頼書の受付から開示等の連絡及び交付に至るまでの処理経過については、その都度「レセプト開示受付・処理経過簿（本人用）」（別記様式 17）「レセプト開示受付・処理経過簿（遺族用）」（別記様式 18）、に記載し、進捗状況を把握すること。

第7 関係書類の整理保管

レセプト開示に係る一連の関係書類は、受付日毎に整理し保管すること。

なお、関係書類の保存期間については規程で定める年数とし、文書処理済（完結）となった年度の翌年度から起算するものであること。

【別添】

診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領例

第1 目的

この要領は、健康保険組合における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示請求又は開示依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、健康保険組合におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

第2 開示対象レセプトの範囲

開示の対象は、健康保険組合が保管するレセプトとする。

第3 開示請求の取扱いの整理

平成17年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）が施行され、法においては、「個人情報」は「生存する個人」に関する情報に限定される（法第2条第1項）ことから、被保険者又は被扶養者本人からの開示請求は法に基づく「開示請求」として取り扱うこととし、遺族からの「開示依頼」については、サービスの一環として対応することとする。

第4 開示請求又は開示依頼を行いうる者の範囲

個人のプライバシーの保護を図る観点から、次に掲げる者に限り開示請求又は開示依頼に応じること。

1 被保険者等

- (1) 被保険者又は被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。）
（以下「被保険者」という。）
- (2) 被保険者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 被保険者本人が開示請求をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）

2 遺族等

- (1) 被保険者が死亡している場合にあつて、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任した代理人（任意代理人）

第5 開示請求又は開示依頼に応じる手続き

開示請求又は開示依頼があった場合は、当該開示請求又は開示依頼を行う者の利便性を考慮し、本人に過重な負担を課すものとならない範囲において、健康保険組合の本部及び支部で受け付けること。

第6 業務処理方法

1 被保険者等からの開示請求の場合

(1) 開示請求に係る書類の受付

開示請求の受付に当たっては、「診療報酬明細書等開示請求書」(**別記様式1**) (以下「請求書」という。)を提出させること。

この場合、当該開示請求を行う者(以下「請求者」という。)に対し、**別紙1**「診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ(本人用)」を必ず配布又は送付するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めること。

- ① 請求者の本人確認の必要性
- ② 保険医療機関、指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対する事前確認の必要性
- ③ 診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」(以下「傷病名等」という。)を伏せた開示を希望する場合は、保険医療機関等に対する事前確認は要しないこと
- ④ 調剤報酬明細書については、開示請求があったことを事後的に調剤薬局にお知らせする旨
- ⑤ 本人の診療上支障が生ずると考えられる場合については開示できない旨
- ⑥ 開示請求のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑦ 診療内容に係る照会については対応できない旨
- ⑧ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨
- ⑨ 交付の方法について
- ⑩ 交付までの所要日数について
- ⑪ 開示請求に必要な書類について
- ⑫ 開示請求には手数料の支払が必要である旨
- ⑬ 郵送による開示を希望する場合は送料がかかる旨
- ⑭ 部分開示又は不開示の決定の場合における被保険者等への苦情への対応窓口について

(2) 請求者の本人確認方法

請求者の本人確認は、以下に掲げる書類(郵送による請求の場合は、その写し)の提出又は提示を求めて確認すること。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。

また、郵送により開示請求を行う場合は、以下に掲げる書類の写しに加えてその者の住民

票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）を提出させること。

① 被保険者による開示請求の場合

下記ア又はイに掲げる書類で請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。

また、婚姻等によって、開示請求時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ．行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等
--

※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断すること。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とする。

② 法定代理人からの開示請求の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が当該被保険者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．戸籍謄本（抄本）

イ．住民票

ウ．登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ．家庭裁判所の証明書

オ．その他法定代理関係を確認し得る書類

③ 任意代理人からの開示請求の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該被保険者からレセプトの開示請求に関する委任があることを確認すること。

ア．被保険者の署名・押印のあるレセプト開示請求にかかる「委任状」

イ．委任状に押印された印の印鑑登録証明書

(3) 請求書の受理

請求書の受理に当たっては、請求者の本人確認及び請求書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をすることとし、受理後、受付日付印を押印のうえ当該請求者へ請求書の控えを手渡す（郵送による請求の場合は送付する）こと。

(4) 開示手数料の徴収

法第30条に基づき、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とすること。

(5) 保険医療機関等への照会

レセプトの開示に当たっては、開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないことを事前に保険医療機関等に対して確認すること。

この確認に当たっては、「診療報酬明細書等の開示について（照会）」（別記様式2）に回答期限（発信日より14日間）を記入し、「診療報酬明細書等の開示について（回答）」（別記様式3）、開示請求のあったレセプトに係る開示用のレセプト（以下「開示用レセプト」という。）及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等（ただし、調剤報酬明細書については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等）に対し、レセプト開示についての意見を照会すること。

当該レセプトを開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該レセプトを開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分すること。

なお、部分開示又は不開示とすることができるのは、レセプトを開示することによって、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす恐れがある場合に限られるため、部分開示又は不開示との回答については、その理由もあわせて記入を求めるとともに、開示が可能となる時期についてもできる限り記入してもらうよう努めること。

また、部分開示又は不開示の理由の記入が無い場合や回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図ること。

ただし、(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、保険医療機関等への照会を行わないこと。

なお、当該調剤報酬明細書を開示する場合においては、当該調剤レセプトを発行した保険薬局に対し「調剤報酬明細書の開示について（お知らせ）」（別記様式4）によりその旨を速やかに事後連絡すること。

(6) 開示、部分開示又は不開示の決定

保険医療機関等より、当該レセプトについて前記(5)の回答があった場合にあっては、その回答を踏まえ、開示、部分開示又は不開示を決定すること。また、(1)③の説明を行った

結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、部分開示を決定すること。

法定代理人又は任意代理人（以下「法定代理人等」という。）からの開示請求による場合は、原則として被保険者に対しレセプトの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

なお、次に掲げる場合にあっては、当該レセプトについては開示の取扱いとすること。

- ① 保険医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答がなかった場合において、電話等により回答の要請をしてもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）
- ② 当該保険医療機関等の廃止等の事情により、保険医療機関等に対して前記(5)の照会を行うことができない場合。
- ③ 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該保険医療機関等を管轄する地方厚生（支）局に確認してもなお当該保険医療機関等の所在が確認できないとき。
- ④ 照会の結果、部分開示・不開示の理由が記載されていない場合において、理由の記載を要請してもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）

(7) 決定通知書の送付及び開示の実施方法等の申し出

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）」（別記様式 5）により速やかに以下の事項等について請求者に通知を行うこと。

- ① 求めることができる開示の実施方法
- ② 窓口交付を実施することができる日時・場所（窓口交付を希望する場合には、窓口交付を実施することができる日時のうちから選択すべき旨）
- ③ 郵送による交付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用
この場合、「親展」扱いで郵送すること。

また、開示決定通知書と併せて「開示の実施方法等申出書（以下「実施方法等申出書」という。）」（別記様式 6）を送付し、以下の事項等についての記入を求めること。

- ① 求める開示の実施方法
- ② 窓口交付を希望する場合の希望日時

なお、実施方法等申出書は、開示決定通知があった日から 30 日以内に提出するように求め、期限内に実施方法等申出書の提出がない場合は、請求書に記載された方法により開示を実施すること。

(8) 開示又は部分開示の場合の開示の実施

① 窓口交付を希望した場合

実施方法等申出書において窓口による交付を希望する請求者については、以下のとおり
の取扱いとする。

ア. 交付を行う際の請求者本人であることの確認

先に請求者あて送付した開示決定通知書の提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行うこと。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、請求者本人であることの確認を行っても差し支えないこと。

イ．開示の実施

開示の実施に当たっては、当該開示用レセプト（１部に限る。）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印し、交付すること。

なお、交付の際は、受領者（請求者）から請求書の右下欄に署名を受けること。また、部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示すること。

ウ．開示用レセプトの保存

開示の実施方法等申出書に記載された開示の実施を希望する日から１ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合は、開示用レセプトを破棄して差し支えないこと。

② 郵送による交付を希望した場合

実施方法等申出書において郵送による交付を希望する請求者については、以下のとおりの取扱いとする。

ア．書類の確認

郵送による交付を希望した場合、「実施方法等申出書」の他に送付に要する費用についての郵便切手が添付されているか確認し、添付のない場合は、提出を求めること。

イ．請求者への連絡及び交付

開示用レセプト（１部に限る。）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印したものを添付のうえ、速やかに請求者に交付すること。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いで送付すること。

また、部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示すること。

ウ．返戻分の取扱い

送達不能で返戻された開示用レセプトは、返戻された日から１ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合、破棄しても差し支えないこと。

(9) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等不開示決定通知書（以下「不開示決定通知書」という。）」（別記様式 7）により速やかに請求者に通知すること。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(10) 部分開示・不開示の場合の理由等の記載について

部分開示・不開示の決定を行う場合については、その理由（(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行っ

た場合は、その旨）を決定通知書に記載することとする。

また、保険医療機関等から開示が可能となる時期が示されている場合には、その時期についても記載するものとする。

(11) 不存在の場合の取扱い

開示請求があったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、不開示決定通知書により速やかに請求者に通知すること。

この場合、不開示の理由の欄に、レセプトの存在が確認できない旨（又は、保存期間が経過したため既に廃棄している旨）を記入すること。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(12) 再審査請求中又は返戻中のレセプトの取扱い

再審査請求中又は返戻中のレセプトについて開示請求があった場合には、基本的には、戻ってきたレセプトについて、開示等の決定をすることとするが、再審査請求前又は返戻前のレセプトの開示請求があった場合は、前記(5)により、保険医療機関等へ本人の診療上支障が生じないか照会した上で決定を行うこと。

その際の手続きについては、前記(6)～(10)によるものとする。

(13) 保険医療機関等への連絡

(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことによりレセプトを部分開示した場合には、そのレセプトを発行した保険医療機関等に対し、その開示した旨（開示に関する、受診者、請求者、開示年月日及び診療年月の情報）を速やかに連絡すること。

(14) 決定の期限

被保険者等からの開示請求の場合は、請求書を受理してから30日以内に決定を行わなければならない。

しかしながら、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、延長することができる。この場合、請求者に「診療報酬明細書等の開示決定等の期限の延長について」（別記様式8）によりその旨を通知すること。

(15) 「開示が可能となる時期」の到来時の取扱い

部分開示（(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合を除く。）又は不開示の決定を行った場合であって、開示が可能となる時期が保険医療機関等から示されている場合は、当該時期が到来次第レセプトを開示すること。

ただし、保険医療機関等から事情が変わった旨の連絡があった場合は除く。

なお、その際の開示の手続きについては、前記(7)(8)によるものとする。

(16) 部分開示・不開示に対する苦情処理

部分開示（(1)③の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合を除く。）又は不開示決定に対する苦情の適切かつ迅速な対応を行うにあたり、苦情への対応の窓口設置や苦情への対応の手順を定めるなど必要な体制の整備に努めること。

2 遺族等からの開示依頼の場合

(1) 開示依頼に係る書類の受付

開示依頼の受付に当たっては、「診療報酬明細書等開示依頼書」（別記様式 9）（以下「依頼書」という。）を提出させること。

この場合、当該開示依頼を行なう者（以下「依頼者」という。）に対し、別紙 2「診療報酬明細書の開示依頼をされる方へのお知らせ（遺族用）」を必ず配布又は送付するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めること。

- ① 依頼者の本人確認の必要性
- ② レセプトが医師の個人情報である場合において、保険医療機関等から開示について事前に同意が得られない場合は、原則として開示ができない旨
- ③ レセプトが医師の個人情報である場合において、遺族から保険医療機関等に対する事前の照会について同意が得られていない場合は、不開示決定を行わざるをえない旨
- ④ レセプトを開示する場合については、遺族の同意が得られていれば、レセプトを開示したことを事後的に保険医療機関等に連絡する旨。また、保険医療機関等への連絡について遺族の同意が得られていない場合に、医師の個人情報に該当しないレセプトを開示した場合には、依頼者たる遺族の特定をしない形でレセプトを開示したことを保険医療機関等に連絡する旨
- ⑤ 被保険者の生前の意思、名誉を傷つけるおそれがある場合については開示できない旨
- ⑥ 開示依頼のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑦ 診療内容に係る照会については対応できない旨
- ⑧ 交付の方法について
- ⑨ 交付までの標準的な所要日数について
- ⑩ 開示依頼に必要な書類について
- ⑪ 開示依頼に手数料の支払が必要である旨
- ⑫ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨

また、依頼者には、以下の事項について診療報酬明細書等開示依頼書に記入させること。

- ① 保険医療機関等を開示についての意見を照会し、又は開示した旨を保険医療機関等に連絡することに同意するか否か
- ② レセプトを開示することが、亡くなった患者の生前の意思や名誉との関係で問題があるか否か
- ③ レセプトの開示を依頼するに当たって特別な理由がある場合はその理由

(2) 依頼者の本人確認方法

依頼者の本人確認方法については、以下に掲げる書類（郵送による依頼の場合はその写し）の提出又は提示を求めて確認すること。なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。

① 依頼者の本人確認方法

下記ア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認すること。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ．行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等
--

※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断すること。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とする。

② 法定代理人からの開示依頼の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び依頼者が当該遺族の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示依頼をする日前３０日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．戸籍謄本（抄本）

イ．住民票

ウ．登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ．家庭裁判所の証明書

オ．その他法定代理人関係を確認し得る書類

③ 任意代理人からの開示依頼の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれの書

類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該遺族からレセプトの開示依頼に関する委任があることを確認すること。

ア．遺族の署名・押印のある「レセプト開示依頼にかかる委任状」

イ．委任状に押印された印の印鑑登録証明書

④ 遺族と被保険者の関係の確認等

遺族については、①～③のいずれの場合においても、当該被保険者の死亡の事実及び当該被保険者の遺族であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア．戸籍謄本（抄本）

イ．住民票（除票）

ウ．死亡診断書

(3) 依頼書の受理

開示依頼の受理に当たっては、依頼者の本人確認及び依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことを確認することとし、受理後、受付日付印を押印のうえ当該依頼者へ依頼書の控えを手渡す（郵送による開示依頼の場合は送付する）こと。

(4) 開示手数料について

手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とすること。

(5) 保険医療機関等への照会

レセプトが医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を事前に保険医療機関等に確認すること。

この確認にあたっては、「診療報酬明細書等の遺族への開示について（照会）」（**別記様式 10**）に回答期限（発信日より14日間）を記入し、「診療報酬明細書等の遺族への開示について（回答）」（**別記様式 11**）、開示依頼のあったレセプトに係る開示用レセプト及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等（ただし、調剤報酬明細書については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等）に対し、レセプト開示についての意見を照会すること。

当該レセプトを開示することに問題がない場合については「開示」、問題がある部分を伏して開示する場合については「部分開示」、問題がある場合については「不開示」と区分すること。

部分開示又は不開示との回答については、その理由もあわせて記入を求めること。

なお、部分開示又は不開示の理由が被保険者の生前の意思や名誉との関係から問題があるという理由の場合は、その旨を確認できる書類の写しの添付を求めること。

また、部分開示又は不開示の理由の記入が無い場合や回答期限が経過しても回答が無い場

合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図ること。

(6) 開示、部分開示又は不開示の決定

保険医療機関等より、当該レセプトについて、前記(5)の回答があった場合にあっては、その回答を踏まえ、かつ、レセプトの開示を依頼するに当たっての特別な理由が存在する場合にはその内容も勘案して開示、部分開示、不開示を決定すること。

法定代理人等からの開示依頼による場合は、原則として遺族に対しレセプトの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

なお、レセプトが医師の個人情報である場合においては、保険医療機関等に開示についての意見を照会することについて遺族の同意が得られていないときは、不開示の決定を行うものとし、また、レセプトが医師の個人情報でない場合には、開示の決定を行うものとする。

(7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法

① 窓口交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ（以下「お知らせ」という。）」（別記様式 12）により速やかに依頼者に連絡すること。この場合、「親展」扱いで郵送すること。

なお、当該お知らせを発送した日から1ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合は、開示用レセプトを破棄して差し支えないこと。

イ. 交付を行う際の依頼者本人であることの確認

先に依頼者あて送付したお知らせの提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行うこと。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、依頼者本人であることの確認を行っても差し支えないこと。

ウ. 開示用レセプトの交付

開示用レセプトの交付に当たっては、当該開示用コピーレセプト（1部に限る。）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印し、交付すること。

なお、交付の際は、受領者（依頼者）から依頼書の右下欄に署名を受けること。

② 郵送による交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡及び交付

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」（別記様式 13）に「健康保険組合名」及び「開示日」を押印した開示用レセプト（1部に限る。）を添付のうえ、速やかに依頼者に交付すること。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱

いで送付すること。

イ．返戻分の取扱い

送達不能で返戻された開示用レセプトは、返戻された日から1カ月経過しても来所（連絡）がない場合、破棄しても差し支えないこと。

(8) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の不開示について」（別記様式 14）により速やかに依頼者に連絡すること。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(9) 部分開示・不開示理由について

部分開示・不開示の決定を行う場合については、その理由を依頼者に通知することとする。

(10) 不存在の場合の取扱い

依頼があったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「診療報酬明細書等の不開示について」（別記様式 14）により速やかに依頼者に連絡すること。

この場合、不開示の理由の欄にレセプトの存在が確認できない旨（又は、保存期間が経過したために既に廃棄している旨）を記入すること。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(11) 再審査請求中又は返戻中のレセプト情報の取扱い

再審査依頼中又は返戻中のレセプトについて開示依頼があった場合には、基本的には、戻ってきたレセプトについて開示等の決定をすることとするが、再審査請求又は返戻前のレセプトの開示依頼があった場合は、前記(5)により当該レセプトについて開示等の決定を行うこと。

(12) 保険医療機関等への連絡

レセプトを開示した場合には、遺族の同意が得られていれば、保険医療機関等（調剤報酬明細書を開示する場合においては、保険薬局）に対し、「診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）」（別記様式 15）により、その旨を速やかに連絡すること。

また、保険医療機関等への連絡について遺族の同意が得られていない場合に、医師の個人情報に該当しないレセプトを開示した場合には、依頼者たる遺族を特定をしない形で、その旨を速やかに保険医療機関等に連絡すること。

なお、前記(5)の回答が不開示である場合において、最終的に開示すると決定した場合には、保険医療機関等に対し、開示することとした理由を付記した上で、開示した旨の連絡をすること。

(13) 標準業務処理期間

遺族からの開示依頼の場合は、依頼書を受理してから開示等の連絡及び交付に至るまでの業務処理期間は、30日程度を目途とすること。

この期間を超える場合には、依頼者に「診療報酬明細書等の開示について（遅延のお知らせ）」（別記様式 16）によりその旨を連絡し、理解を得るよう努めること。

3 「レセプト開示受付・処理経過簿」の整理

請求書及び依頼書の受付から開示等の連絡及び交付に至るまでの処理経過については、その都度「レセプト開示受付・処理経過簿（本人用）」（別記様式 17）「レセプト開示受付・処理経過簿（遺族用）」（別記様式 18）、に記載し、進捗状況を把握すること。

第7 関係書類の整理保管

レセプト開示に係る一連の関係書類は、受付日毎に整理し保管すること。

なお、関係書類の保存期間については規程で定める年数とし、文書処理済（完結）となった年度の翌年度から起算するものであること。

診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（本人用）

健康保険組合においては、診療報酬明細書等の開示請求があった場合、診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示しているところでもあります。

「診療報酬明細書等開示請求書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

1. 開示請求ができる方

開示請求ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示請求を行う診療報酬明細書等に記載されている被保険者及び被扶養者本人（であった方を含む。）
- (2) (1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方から診療報酬明細書等の開示請求をすることにつき委任を受けた代理人（任意代理人）

2. 開示請求に当たって必要な書類等

最寄りの健康保険組合へ、開示請求ができる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きして下さい。

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書
 - (2) 開示請求を行う方の本人確認ができる書類（詳細は裏面のとおり）
- ※ 窓口における開示請求の手続きが困難な場合については、郵送による手続きも可能です。（この場合、開示にかかる文書の送料が必要となります。）

3. 開示請求を行う方の本人確認

開示請求ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示請求をされる方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4. 開示請求を行う場合の手数料について

開示請求の手数料は〇〇円となります。

5. 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、本人の診療上支障が生じないことを、当該保険医療機関等に事前に確認する必要があります。

従って、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。

ただし、診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄及び「処置・手術」欄中の「その他」欄並びに「症状詳記」を伏せて開示することを希望される場合は、事前の確認は行いませんので、保険医療機関等には、開示決定を行った後に事後連絡を行うことについてご了承願います。

6. 診療内容に係わる照会

健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはおこたえできませんのでご了承ください。

7. 開示決定等の事務処理

- (1) 開示請求書を受理した日から開示決定までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため1カ月程度要します。
- (2) 開示（交付）方法については、「開示の実施方法等申出書」で指定された方法により交付します。なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。

8. 部分開示・不開示決定に関する照会について

部分開示・不開示決定に関する照会については〇〇において受け付けております。

9. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示請求があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、開示できないことをご了承願います。
- (3) 調剤報酬明細書を開示する場合においては、保険薬局へ事後的にお知らせすることについてご了承願います。

「診療報酬明細書等の開示請求書」を提出の際

開示請求をされる方の本人確認に必要な書類

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）等請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

【上記以外に必要な書類】

開示請求をされる方が、被保険者又は被扶養者本人の場合（であった方を含む）

※ 婚姻等のため、開示請求書の提出時に氏名と開示請求をする診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類を添付して下さい。

開示請求をされる方が、被保険者又は被扶養者本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

※ 被保険者又は被扶養者が、未成年者又は成年被後見人であること、及び開示請求される方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）

- (1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票 (3)登記事項証明書 (4)家庭裁判所の証明書
- (5)その他法定代理人関係を確認し得る書類

開示請求をされる方が、被保険者又は被扶養者本人が開示請求をするにつき委任をした代理人(任意代理人)の場合

※ 任意代理人の本人確認は、次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該被保険者又は被扶養者本人からレセプトの開示請求に関する委任があることを確認すること。

- ア. 被保険者又は被扶養者本人の署名・押印のあるレセプト開示請求にかかる「委任状」
- イ. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

※ 郵送により開示請求を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)を提出していただくことにより確認することとなります。

診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ(遺族用)

健康保険組合においては、遺族からの診療報酬明細書等の開示依頼があった場合、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないか等を確認したうえで開示しているところであります。

「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください。ただし、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

1. 開示依頼ができる方

開示依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 被保険者及び被扶養者が死亡している場合は、当該被保険者及び被扶養者の父母、配偶者若しくは子はこれらに準ずる者(祖父母、孫)
- (2) (1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方から診療報酬明細書等の開示依頼をすることにつき委任を受けた代理人(任意代理人)

2. 開示依頼に当たって必要な書類等

健康保険組合へは、必ず、開示依頼をされる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きしてください。

- (1) 診療報酬明細書等の開示依頼書(遺族用)
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類(詳細は裏面のとおりに)
※ 窓口における開示依頼の手続きが困難な場合には、郵送による手続きも可能です。(この場合の開示にかかる文書の送料が必要となります。)

3. 開示を依頼を行う方の本人確認

開示依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示依頼を行う方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4. 開示依頼を行う場合の手数料について

遺族からの開示依頼については、手数料は徴収されません。

5. 保険医療機関等への照会及び連絡

診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を保険医療機関等に照会を行うこととしております。

また診療報酬明細書等が医師の個人情報とならない場合については、遺族の同意が得られていれば、開示した旨のお知らせを行うこととしております。

なお、同意が得られていない場合で診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合は、不開示決定されることとなります。

6. 診療内容に係わる照会

健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはおこたえできませんのでご了承ください。

7. 開示(交付)の事務処理

- (1) 開示依頼書を受理した日から開示(交付)までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため1カ月程度要します。
- (2) 開示(交付)方法については、「診療報酬明細書等開示依頼書」で指定された方法により交付します。なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。

8. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示することによって、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題があるおそれがあると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。
- (3) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。

(裏面)

「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出の際

開示を依頼をされる方の本人確認に必要な書類

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）等請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

【上記以外に必要な書類】

開示依頼をされる方が、遺族の場合（父母、配偶者、子、祖父母、孫）

※ 遺族の場合は、上記1、2のほか、当該被保険者又は被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）

(1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書

開示依頼をされる方が、遺族でかつ未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

※ 遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び開示を依頼される方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）

(1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票 (3)登記事項証明書 (4)家庭裁判所の証明書
(5)その他法定代理人関係を確認し得る書類

※ 遺族の法定代理人の場合は、上記のほか、当該被保険者又は被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）

(1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書

開示依頼をされる方が、遺族が開示依頼をするにつき委任をした代理人(任意代理人)の場合

※ 任意代理人の本人確認は、次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該遺族からレセプトの開示依頼に関する委任があることを確認すること。

- ア. 遺族の署名・押印のあるレセプト開示依頼にかかる「委任状」
- イ. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

○ 郵送により開示依頼を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求する日前30日以内に作成されたものに限る)を提出していただくことにより確認することとなります。